証券コード 6307
2020年6月11日

株 主 各 位

大阪市淀川区西宮原一丁目6番2号
サ ン セ イ 株 式 会 社
代表取締役社長 小 嶋 敦

第65回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第65回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日　　時　2020年6月26日（金曜日）午前10時

2. 場　　所　大阪市淀川区西宮原一丁目3番35号
大阪ガーデンパレス2階　桜の間
（末尾の会場ご案内略図をご参照ください。なお、開催場所は昨年と同じホテルですが、部屋が異なりますので、お間違いの無いようご注意ください。）

3. 目的事項

報告事項
1. 第65期(2019年4月1日から2020年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第65期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　取締役5名選任の件
第3号議案　監査役1名選任の件
第4号議案　当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、事業報告、連結計算書類ならびに計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.sansei-group.co.jp）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されております。

株主の皆様の安全確保および感染拡大防止のため、株主の皆様には可能な限り書面による議決権の事前行使をお願い申しあげます。

また、ご出席の株主の皆様におかれましては、本定時株主総会開催日時点における国内の状況やご自身の体調をお確かめのうえ、会場入場時の消毒およびマスク着用などの感染予防にご協力いただきますようお願い申しあげます。

なお、今後の状況により株主総会の運営や開催場所に大きな変更が生じた場合は、当社ウェブサイト（アドレスhttp://www.sansei-group.co.jp）において、速やかにお知らせいたします。

（提供書面）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境や企業収益の改善を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。

その一方、長期化する米中貿易摩擦や英国のＥＵ離脱による海外経済の不確実性に加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、先行きは極めて不透明な状況が続きました。

当社グループの係わる建設業界におきましては、首都圏や主要都市における建設需要により、公共投資・民間設備投資ともに堅調に推移しているものの、人手不足や建設コストの上昇など課題は多く、厳しい事業環境で推移いたしました。

このような状況のもと、当社グループの当連結会計年度における事業の概況につきまして申しあげます。

受注高につきましては、ゴンドラ・舞台部門は、下半期における堅調な受注獲得の結果、36億５千７百万円と前期に比べ5.0％の増加となりました。

海洋関連部門は、例年並みの受注獲得となり、15億２千８百万円と前期に比べ3.9％の減少となりました。

その他の部門は、年度を通して受注競争で苦戦をし、１千１百万円と前期に比べ94.8％の減少となりました。

以上の結果、当社グループの受注高は、51億９千７百万円と前期に比べ1.9％の減少となりました。

次に売上高について申しあげます。ゴンドラ・舞台部門は、受注の増加と受注残の順調な消化により、40億８千万円と前期に比べ4.6％の増加となりました。

海洋関連部門は、受注の減少に伴い、15億２千７百万円と前期に比べ5.1％の減少となりました。

その他の部門は、受注残を順調に消化することができましたが、受注が大幅に減少したことにより、１億７百万円と前期に比べ23.6％の減少となりました。

以上の結果、当社グループの売上高は、ゴンドラ・舞台部門の売上増加に伴い、57億１千４百万円と前期に比べ1.1％の増加となりました。

利益面につきましては、ゴンドラ・舞台部門の売上増加と生産効率化が相まって、営業利益は６億７千６百万円と前期に比べ23.4％の増益となり、経常利益は６億７千万円と前期に比べ31.９％の増益となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は４億６千万円となり、減損損失を計上した前期に比べ81.6％の増益となりました。

事業別の受注高および売上高は次のとおりであります。

(単位：千円)

事業区分	受注高	売上高
ゴンドラ・舞台部門	3,657,100	4,080,410
海洋関連部門	1,528,979	1,527,179
その他	11,570	107,299
合計	5,197,650	5,714,889

② 設備投資の状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

③ 資金調達の状況

当社は機動的かつ安定した運転資金の調達を行うため、株式会社三菱ＵＦＪ銀行を主幹事とする計３行と総額10億円のコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末における借入実行残高は３億円であります。

⑵ 直前３事業年度の財産および損益の状況

区　　分	第62期 (2017年３月期)	第63期 (2018年３月期)	第64期 (2019年３月期)	第65期 (当連結会計年度) (2020年３月期)
受　　注　　高 (千円)	5,465,088	5,956,396	5,298,256	5,197,650
売　　上　　高 (千円)	5,053,523	5,244,342	5,650,237	5,714,889
経　常　利　益 (千円)	622,355	548,950	508,346	670,657
親会社株主に帰属する 当　期　純　利　益 (千円)	234,673	388,456	253,742	460,862
１株当たり当期純利益 (円)	26.15	43.30	29.82	59.30
総　　資　　産 (千円)	5,651,437	6,104,027	6,371,030	6,202,736
純　　資　　産 (千円)	3,209,926	3,528,008	3,268,777	3,630,022
１株当たり純資産 (円)	357.75	393.23	420.59	467.07

(注)「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号　平成30年２月16日)を第64期の期首から適用しており、第63期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

⑶ 重要な子会社の状況

会　　社　　名	資　本　金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
㈱サンセイエンタープライズ	10,000千円	100%	当社事業の補完サービス業
サンセイゴンドラレンタリース㈱	17,250千円	100%	仮設ゴンドラのレンタル
サ ン セ イ ゴ ン ド ラ ㈱	18,000千円	100%	仮設ゴンドラのレンタル

⑷ 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、日本国内のみならず、世界規模で拡大する新型コロナウイルス感染症による世界経済への長期的な影響が懸念され、景気の先行きは不透明さを増している状況にあります。

このような状況のなか当社グループは、グループ間の情報共有や人員連携をより一層強化するとともに、優秀な人材の獲得や技術力の継承、また、各種設備の更新に努め、グループ全体としての競争力強化に努める所存であります。

ゴンドラ・舞台部門では、グループ間の情報共有を強化し、顧客ニーズに対応できる技術開発の推進に努めます。

海洋関連部門では、さらなる顧客満足度の向上とともに、引き続き全国的な新規顧客の開拓を目指します。

その他の部門では、技術力の向上を図り、より積極的な販売促進と受注活動に注力いたします。

株主各位におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

⑸ 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

事業区分	主要な製品・事業内容
ゴンドラ・舞台部門	窓拭き用ゴンドラ他類似製品・舞台装置の設計、製造販売、据付および保守修理、仮設ゴンドラのレンタル
海洋関連部門	船舶修理、魚礁・浮体式灯標の製造販売
その他	産業機械の製造販売

⑹ 主要な営業所および工場（2020年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所

本社	大阪市淀川区
支社	東京（東京都千代田区）
支店	名古屋（名古屋市中村区）
営業所	東北（仙台市青葉区）、広島（広島市中区）、九州（福岡市中央区）
工場	下関（山口県下関市）

② 子会社

㈱サンセイエンタープライズ	山口県下関市
サンセイゴンドラレンタリース㈱	大阪府吹田市
サンセイゴンドラ㈱	東京都調布市

⑺ **使用人の状況**（2020年３月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
ゴンドラ・舞台部門	177名	1名減
海洋関連部門	34名	5名減
その他	2名	1名減
全社（共通）	17名	1名減
合計	230名	8名減

（注）使用人数は就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
189名	4名減	39.6歳	13.3年

（注）使用人数は就業員数であります。

⑻ **主要な借入先の状況**（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	335百万円
株式会社みずほ銀行	190
株式会社三井住友銀行	110
日本生命保険相互会社	50
株式会社山口銀行	30
株式会社商工組合中央金庫	25

（注）当社は機動的かつ安定した運転資金の調達を行うため、株式会社三菱ＵＦＪ銀行を主幹事とする計３行と借入限度額1,000百万円のコミットメントライン契約を締結しております。当連結会計年度末における借入実行残高は300百万円であります。

2．会社の現況

⑴ 株式の状況（2020年３月31日現在）

① 発行可能株式総数　30,000,000株
② 発行済株式の総数　8,987,700株
③ 株主数　1,387名
④ 単元株式数　100株
⑤ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
㈱光通信	1,538千株	19.80%
小嶋敦	875	11.26
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	850	10.94
和田秀樹	338	4.35
石井秀明	203	2.61
㈱三菱UFJ銀行	183	2.35
小嶋悦子	170	2.19
西村宗一郎	150	1.93
サンセイ従業員持株会	135	1.75
桜井敏夫	124	1.61

（注）1．当社は、自己株式を1,215,874株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2．持株比率は自己株式（1,215,874株）を控除して計算しております。

⑵ 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2020年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	小嶋　敦	
常務取締役	原　登美雄	執行役員、営業本部長、東京支社長、東北担当、ゴンドラ・舞台総括、サンセイゴンドラ㈱担当
常務取締役	玉井裕芳	執行役員、保守・工事本部長、名古屋支店長、広島・九州担当、船舶・生産総括、サンセイゴンドラレンタリース㈱担当
取締役	岸本竹史	執行役員、企画開発担当
取締役	美藤直人	美藤直人公認会計士・税理士事務所代表 監査法人ラットランド社員
常勤監査役	田中　均	
常勤監査役	下茂稔郁	
監査役	太田晶久	太田晶久公認会計士・税理士事務所代表 ノーリツ鋼機㈱社外取締役（監査等委員）

（注）１．取締役美藤直人氏は、社外取締役であります。
２．常勤監査役下茂稔郁氏および監査役太田晶久氏は、社外監査役であります。
３．常勤監査役田中均氏および監査役太田晶久氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
・常勤監査役田中均氏は、大洋漁業㈱（現マルハニチロ㈱）の財務部に在籍し、経理・財務業務に携わってきた経験があります。
・監査役太田晶久氏は、公認会計士・税理士の資格を有しております。
４．当社は、取締役美藤直人氏および監査役太田晶久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．常勤監査役下茂稔郁氏は、2019年６月30日にマルハニチロ㈱を退職し、2019年７月１日より当社の常勤監査役となりました。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額としております。

③ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報 酬 等 の 額
取　締　役 （うち社外取締役）	5名 (1)	91,110千円 (3,750)
監　査　役 （うち社外監査役）	3名 (2)	33,585千円 (17,085)
合　計 （うち社外役員）	8名 (3)	124,695千円 (20,835)

(注) 1．取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2．2015年6月26日開催の第60回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を役員賞与を含め年額300,000千円（そのうち社外取締役分年額20,000千円）以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額を役員賞与を含め年額40,800千円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ．他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

・取締役美藤直人氏は、美藤直人公認会計士・税理士事務所代表および監査法人ラットランド社員であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

・監査役下茂稔郁氏は、2019年6月30日にマルハニチロ㈱を退職し、2019年7月1日より当社の常勤監査役となりました。当社とマルハニチロ㈱との間には特別の関係はありません。

・監査役太田晶久氏は、太田晶久公認会計士・税理士事務所代表およびノーリツ鋼機㈱の社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況および発言状況
取締役　美藤直人	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役　下茂稔郁	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。主に法令や定款の遵守に係る見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明があります。
監査役　太田晶久	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回、監査役会12回のうち12回に出席いたしました。主に公認会計士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において発言は出席の都度適宜行われ、適切な意見の表明があります。

⑶ 会計監査人の状況

① 名称　　有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	支　　払　　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30,000千円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	39,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適当であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社における非監査業務の内容は、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導業務であります。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

記載すべき事項はありません。

⑷ 業務の適正を確保するための体制

① 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役および使用人は会社の経営の基本方針である「当社は1956年の創業以来、ビル用ゴンドラと舞台装置のパイオニアとして多彩な社会ニーズにお応えするため、安全性、高機能、使いやすさに焦点を当てた製品づくりで、より快適な社会の実現を目指しております。それには常に顧客の満足度を志向し、品質向上の継続的改善に努め、積極的に新技術に挑戦することに努めております。」のもと、法令、定款、社会倫理の遵守を全ての行動基準、意思決定基準に率先して実践ならびに啓蒙し、適正な職務執行を行うことを確認しております。

コンプライアンス体制の整備および維持を図るため、コンプライアンス統括事務局を法務担当部署の管理本部総務グループに設けるとともに、各部署にコンプライアンス・リーダーを選出し、法令遵守、規律強化と役職員への意識改革やコンプライアンスに関する教育を進めております。

内部統制管理室を設置するとともに、各部署にコンプライアンス・リーダー兼務の内部統制チェック・リーダーを選出し、各部署の所管する業務の内部統制チェックシートにより、自らの業務の自己点検を行い、業務の効率性と有効性、財務報告の信頼性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産保全のバックアップ確認を実施し、そのモニタリングを内部統制管理室で執り行っております。

社内ヘルプラインを確立し、不祥事の防止や万が一の場合において適切な措置を講じるための社内報告体制を構築しております。

監査室は、コンプライアンス統括事務局と連携し、使用人の職務が法令および定款に適合し、かつ合理的、効率的に運営されているかを監査し、その結果を代表取締役ならびに監査役会に報告しております。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社の取締役会および取締役が出席した諸会議の議事録等は、規程等管理規程ならびに文書管理規程に従って管理本部総務グループで保存管理し、監査役または監査役会が取締役に文書の閲覧を申し出た場合、いつでも供しております。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社のリスク管理の統括はマネジメント・レビューで執り行い、諸会議（営業会議、工事会議、統括部門長会議、生産工程会議、安全衛生委員会）でリスク管理活動を推進しております。

リスク管理活動を推進するため、諸規程（業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程、与信管理規程）の運用状況を確認、評価し継続的改善を図っております。

④　当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会については取締役会規則が定められ、その適切な運営が確保されており、原則として１ヶ月に１回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令定款の違反行為を未然に防止しております。

管理本部経営企画グループで予算管理を含む、毎期、各部門の担当取締役の利益目標および利益計画に基づき事業計画書を策定し、月次の取締役会において事業計画書に基づき業務執行を検証し確認するとともに、必要があれば事業計画の修正を行います。

⑤　当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

管理本部総務グループを事務局として、四半期毎に開催される子会社合同会議において、各子会社社長は職務の執行に係る事項を当社に報告することとしており、当社の各子会社担当役員は各子会社の取締役会およびその他重要な会議において、月次の報告を受けることとしております。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社のリスク管理につきましては、当社のマネジメント・レビューの結果が各子会社に周知徹底され、子会社合同会議および各子会社の定例会議において情報共有化を図ることとしております。

ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の取締役会については、原則として１ヶ月に１回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催して取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、法令定款の違反行為を未然に防止しております。

各子会社社長および当社の各子会社担当役員を中心に予算管理を含む、毎期、利益目標および利益計画に基づき事業計画書を策定し、月次の取締役会において事業計画書に基づき業務執行を検証し確認するとともに、必要があれば事業計画の修正を行います。

ニ．子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

子会社の取締役等および使用人は、子会社各社の経営方針やその自主性を尊重しつつ、原則当社の経営の基本方針を踏襲し、法令、定款、社会倫理の遵守を全ての行動基準、意思決定基準に率先して実践ならびに啓蒙し、適正な職務執行を行うことを確認しております。

各子会社において、内部統制チェック・コンプライアンスチェック担当者を選出し、自らの業務の自己点検を実施し、そのモニタリングを当社内部統制管理室で執り行っております。

⑥　当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会の機能充実と監査の実施を円滑にするため、監査役補助者を使用人から兼務で若干名選出しております。

⑦　前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

専任スタッフではない当該使用人の独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命、異動、人事考課、懲罰等に関しては、監査役会の同意ならびに監査役会と事前協議および監査役会に報告と説明を要することとしております。

また、当該使用人の評価も監査役会と協議を要することとしております。

⑧　当社の監査役への報告に関する体制

イ．当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制

監査役または監査役会は、取締役および執行役員の職務の執行に対する監査の一環として独立した立場から、内部統制の整備および運用状況を監視、検証する役割と責任を果たすため、取締役会をはじめ重要な会議に出席するとともに、取締役会事務局、監査室、内部統制管理室からの定期的な報告ならびに当該部署において臨時的に発生した報告すべき事項および監査役または監査役会の求めにより、必要に応じてその都度当該部署からの報告を受けるものとしております。

ロ．子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

監査役または監査役会は、子会社合同会議に出席し、子会社各社の社長より重要事項の報告を受けており、取締役会においては、各子会社の担当役員より重要事項の報告を受けるものとしております。

⑨　前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社および子会社においてヘルプラインを確立し、不祥事の防止や万が一の場合に適切な措置を講じるための報告体制を構築しており、報告者に対して不利な取扱いを行わないこととしております。

⑩　当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役または監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上しておくこととし、緊急または臨時に支出した費用については、事後会社に償還を請求できることとしております。

⑪　その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役または監査役会は、上記の⑧以外に下記の部署より通知と報告を受けるものとしております。

Ⅰ．管理本部総務グループより、稟議書の回覧と報告、訴訟事象や不祥事の報告、重要会議の開催予定の通知、重要な開示情報の報告を受けるものとしております。

Ⅱ．管理本部経理グループより、月次の経営状況、財務状況の報告、企業グループの会計方針・会計基準およびその変更の通知と報告を受けるものとしております。

Ⅲ．管理本部経営企画グループより、事業計画の推移の報告、与信管理の状況報告を受けるものとしております。

Ⅳ．品質保証グループより、品質の欠陥に関する事項の報告を受けるものとしております。

⑫　反社会的勢力との関係を遮断し排除するための体制

当社は、反社会的勢力への対抗姿勢として、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、コンプライアンス管理規程およびその他社内規程等を制定し、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除しております。

反社会的勢力に対する対応を統括する部署を管理本部総務グループとし、社内関係部署および当該に係る外部専門機関との協力体制を整備しております。

取締役および使用人は、反社会的勢力に対して常に注意を払うとともに、何らかの関係を有してしまったときは、管理本部総務グループを中心に外部専門機関と連携し、速やかに関係を解消する態勢を確立しております。

⑸　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①　当社グループのコンプライアンス体制の運用状況

コンプライアンス管理規程を定め、当社グループの取締役および使用人に周知徹底を図っており、内部統制管理室において適宜教育を実施しております。

②　当社の取締役の職務の執行に係わる体制の運用状況

当事業年度におきましては、取締役会を12回開催し、相互に業務執行を監督するとともに、社外役員が出席し適法性および適正性を確保しております。

③　当社グループの業務の適正を確保するための運用状況

当事業年度におきましては、子会社合同会議を４回開催し、当社の取締役および執行役員が、グループ各社の取締役等の業務執行を監督しております。

④　当社の監査役の職務の執行に係わる体制の運用状況

当事業年度におきましては、監査役会を12回開催し、社外監査役を含む監査役は、監査に関する協議ならびに決議を行っております。

また、監査役は取締役会やその他重要な会議に出席し、会計監査人、内部統制管理室および監査室と定期的に会合することで、取締役等の職務執行、内部統制の整備および運用状況を監視しております。

⑹ 会社の支配に関する基本方針

① 会社の支配に関する基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場しているものとして、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、たとえばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性があるなど、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの内容の概要

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目指し、創業以来、ビル用ゴンドラと舞台装置のパイオニアとして多彩な社会ニーズにお応えするため、安全性、高機能、使いやすさに焦点を当てた製品づくりに取組んでおります。それには常に顧客の満足度を志向し、品質向上の継続的改善に努め、積極的に新技術に挑戦することを図っております。

また当社は、不適切な支配の防止のため、2017年６月29日開催の第62回定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）の継続導入を付議し、株主の皆様のご承認をいただいております。本プランの特徴は、平時導入の事前警告型で、有事の際の株主総会判断型防衛策であります。

なお、本プランの詳細に関しましては、当社ウェブサイト(http://www.sansei-group.co.jp/ir/index.html)に掲載しております。

③ 上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

当社の取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目指すための施策であり、当社役員の地位の維持を目的とするものではなく、上記①の基本方針に沿うものであると考えております。

(注) 現プランの有効期間は2020年６月26日開催の第65回定時株主総会終結の時までであることから、当社は、2020年５月26日開催の取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を条件に、現プランを一部修正し継続することを決議いたしました。その詳細につきましては、株主総会参考書類の第４号議案「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件」（41頁から63頁まで）に記載のとおりであります。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**3,094,344**	**流動負債**	**1,865,404**
現金及び預金	1,183,431	支払手形及び買掛金	668,343
受取手形及び売掛金	1,774,158	短期借入金	330,000
仕掛品	82,294	1年以内返済予定長期借入金	45,754
原材料及び貯蔵品	25,744	未払法人税等	101,791
その他	30,883	賞与引当金	109,686
貸倒引当金	△2,167	工事損失引当金	128,895
固定資産	**3,108,391**	その他	480,933
有形固定資産	**2,434,787**	**固定負債**	**707,309**
建物及び構築物	353,480	長期借入金	388,648
機械装置及び運搬具	225,356	退職給付に係る負債	267,554
工具、器具及び備品	15,722	その他	51,106
土地	1,837,872	**負債合計**	**2,572,713**
その他	2,355	**(純資産の部)**	
無形固定資産	**31,163**	**株主資本**	**3,632,698**
借地権	29,780	資本金	890,437
ソフトウェア	892	資本剰余金	104,015
電話加入権	490	利益剰余金	3,056,835
投資その他の資産	**642,440**	自己株式	△418,589
投資有価証券	221,693	**その他の包括利益累計額**	**△2,676**
繰延税金資産	81,211	その他有価証券評価差額金	△2,676
その他	339,534	**純資産合計**	**3,630,022**
資産合計	**6,202,736**	**負債・純資産合計**	**6,202,736**

(注)　千円未満は、切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（自　2019年４月１日
至　2020年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**5,714,889**
売上原価		**4,109,556**
売上総利益		**1,605,332**
販売費及び一般管理費		928,665
営業利益		**676,667**
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,389	
助成金収入	2,336	
スクラップ売却益	968	
その他	4,188	8,882
営業外費用		
支払利息	7,940	
保険解約損	5,069	
その他	1,882	14,892
経常利益		**670,657**
特別利益		
固定資産売却益	2,503	2,503
特別損失		
固定資産除却損	5,923	5,923
税金等調整前当期純利益		**667,237**
法人税、住民税及び事業税	168,229	
法人税等調整額	38,145	206,374
当期純利益		**460,862**
親会社株主に帰属する当期純利益		**460,862**

（注）　千円未満は、切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（自　2019年４月１日
至　2020年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年４月１日残高	890,437	104,015	2,689,234	△418,589	3,265,097
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△93,261		△93,261
親会社株主に帰属する当期純利益			460,862		460,862
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	367,601	－	367,601
2020年３月31日残高	890,437	104,015	3,056,835	△418,589	3,632,698

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
2019年４月１日残高	3,680	3,680	3,268,777
連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当			△93,261
親会社株主に帰属する当期純利益			460,862
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△6,356	△6,356	△6,356
連結会計年度中の変動額合計	△6,356	△6,356	361,244
2020年３月31日残高	△2,676	△2,676	3,630,022

（注）　千円未満は、切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1．連結の範囲に関する事項

連結子会社の数　3社

㈱サンセイエンタープライズ、サンセイゴンドラ㈱、サンセイゴンドラレンタリース㈱

2．会計方針に関する事項

⑴　重要な資産の評価基準及び評価方法

①　有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

ⅰ　時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ⅱ　時価のないもの

移動平均法による原価法

②　たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

仕掛品	個別法
原材料及び貯蔵品	主として移動平均法

⑵　重要な減価償却資産の減価償却の方法

①　有形固定資産

定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物	15～45年
機械装置及び運搬具	9～10年
工具、器具及び備品	6～15年

②　無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

⑶ 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち支給対象期間に基づく当連結会計年度対応分を計上しております。

③ 工事損失引当金

工事契約の損失に備えるため、当連結会計年度末における損失見込額を計上しております。

⑷ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 収益及び費用の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。

③ 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書関係

前連結会計年度まで「営業外収益」の「その他」に含めて表示しておりました「助成金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より「営業外収益」の「助成金収入」（前連結会計年度862千円）として表示しております。

前連結会計年度において区分掲記して表示しておりました「営業外収益」の「受取保険金」（当連結会計年度723千円）は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において区分掲記して表示しておりました「営業外費用」の「コミットメントフィー」（当連結会計年度1,418千円）は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「営業外費用」の「その他」に含めて表示しております。

連結貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物及び構築物	134,117千円
土地	1,674,458千円
計	1,808,576千円

担保に係る債務

１年以内返済予定長期借入金	20,000千円
長期借入金	250,000千円
計	270,000千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　1,429,121千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1．当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式　8,987千株

2．配当に関する事項

⑴　配当金支払額等

2019年６月27日開催の第64回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

①　配当金の総額	93,261千円
②　１株当たり配当額	12円
③　基準日	2019年３月31日
④　効力発生日	2019年６月28日

⑵　基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

2020年６月26日開催の第65回定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

①　配当金の総額	101,033千円
②　配当の原資	利益剰余金
③　１株当たり配当額	13円
④　基準日	2020年３月31日
⑤　効力発生日	2020年６月29日

金融商品に関する注記

1．金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は株式、社債であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引等を実施して支払利息の固定化を実施しております。

なお、デリバティブの開始については取締役会で決定され、取引の実行及び管理は、管理本部経理グループが行っております。

2．金融商品の時価等に関する事項

2020年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 ＊1	時　価　＊ 1	差　　額
⑴ 現 金 及 び 預 金	1,183,431	1,183,431	－
⑵ 受取手形及び売掛金	1,774,158	1,774,158	－
⑶ 投 資 有 価 証 券			
その他有価証券	221,693	221,693	－
⑷ 支払手形及び買掛金	(668,343)	(668,343)	－
⑸ 短 期 借 入 金	(330,000)	(330,000)	－
⑹ 未 払 法 人 税 等	(101,791)	(101,791)	－
⑺ 長 期 借 入 金　＊ 2	(434,402)	(433,762)	△639
⑻ デ リ バ テ ィ ブ 取 引	－	－	－

＊1　負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

＊2　１年以内返済予定長期借入金は、長期借入金に含めております。

(注) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（1）現金及び預金、（2）受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（3）投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、その他の有価証券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

（4）支払手形及び買掛金、（5）短期借入金、（6）未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（7）長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記（8）参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

（8）デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（上記（7）参照）。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	467円7銭
1株当たり当期純利益	59円30銭

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**2,941,576**	**流動負債**	**1,823,768**
現金及び預金	1,112,358	支払手形	490,344
受取手形	12,922	買掛金	154,136
電子記録債権	169,574	短期借入金	330,000
売掛金	1,498,821	1年以内返済予定長期借入金	40,000
仕掛品	45,411	未払金	165,567
原材料及び貯蔵品	23,444	未払費用	43,432
前払費用	20,733	未払法人税等	98,834
その他	58,810	未払消費税等	201,153
貸倒引当金	△500	前受金	15,076
固定資産	**3,102,222**	預り金	53,515
有形固定資産	**2,419,786**	賞与引当金	102,813
建物	212,119	工事損失引当金	128,895
構築物	141,360	**固定負債**	**683,406**
機械装置	223,039	長期借入金	370,000
工具、器具及び備品	5,394	長期未払金	45,852
土地	1,837,872	退職給付引当金	267,554
その他	0	**負債合計**	**2,507,175**
無形固定資産	**30,673**	**(純資産の部)**	
借地権	29,780	**株主資本**	**3,539,299**
ソフトウェア	892	**資本金**	**890,437**
投資その他の資産	**651,762**	**資本剰余金**	**104,015**
投資有価証券	221,693	資本準備金	104,015
長期貸付金	77,382	**利益剰余金**	**2,963,435**
長期未収入金	30,215	利益準備金	64,974
差入保証金	79,976	その他利益剰余金	2,898,461
繰延税金資産	80,454	繰越利益剰余金	2,898,461
その他	244,957	**自己株式**	**△418,589**
貸倒引当金	△82,917	**評価・換算差額等**	**△2,676**
		その他有価証券評価差額金	△2,676
		純資産合計	**3,536,623**
資産合計	**6,043,799**	**負債・純資産合計**	**6,043,799**

(注)　千円未満は、切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（自　2019年４月１日
至　2020年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**5,231,300**
売上原価		**3,823,805**
売上総利益		**1,407,494**
販売費及び一般管理費		793,252
営業利益		**614,242**
営業外収益		
受取利息及び配当金	30,154	
固定資産賃貸料	20,484	
貸倒引当金戻入額	27,777	
その他	6,677	85,093
営業外費用		
支払利息	6,919	
保険解約損	5,069	
固定資産賃貸費用	16,052	
その他	1,882	29,924
経常利益		**669,411**
特別利益		
固定資産売却益	2,503	2,503
特別損失		
固定資産除却損	5,923	
関係会社支援損	36,457	42,380
税引前当期純利益		**629,534**
法人税、住民税及び事業税	163,911	
法人税等調整額	46,193	210,104
当期純利益		**419,429**

（注）　千円未満は、切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自　2019年４月１日
至　2020年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
2019年４月１日残高	890,437	104,015	104,015	55,648	2,581,620	2,637,268	△418,589	3,213,132
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				9,326	△102,588	△93,261		△93,261
当期純利益					419,429	419,429		419,429
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）								
事業年度中の変動額合計	－	－	－	9,326	316,841	326,167	－	326,167
2020年３月31日残高	890,437	104,015	104,015	64,974	2,898,461	2,963,435	△418,589	3,539,299

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2019年４月１日残高	3,680	3,680	3,216,812
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△93,261
当期純利益			419,429
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額）	△6,356	△6,356	△6,356
事業年度中の変動額合計	△6,356	△6,356	319,811
2020年３月31日残高	△2,676	△2,676	3,536,623

（注）　千円未満は、切り捨てて表示しております。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1．資産の評価基準及び評価方法

⑴ 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

① 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

② 時価のないもの

移動平均法による原価法

⑵ たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

仕掛品	個別法
原材料及び貯蔵品	主として移動平均法

2．固定資産の減価償却の方法

⑴ 有形固定資産

定率法（ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	19～42年
構築物	15～45年
機械装置	9～10年
工具、器具及び備品	6～15年

⑵ 無形固定資産

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

3．引当金の計上基準

⑴ 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

⑵ 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額のうち支給対象期間に基づく当事業年度対応分を計上しております。

⑶ 工事損失引当金

工事契約の損失に備えるため、当事業年度末における損失見込額を計上しております。

⑷ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づく期末自己都合要支給額（中小企業退職金共済制度からの負担額を除く）を計上しております。

⑸ 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、当該関係会社に対する債権額を超えて、当社が負担することとなる損失見込額を計上しております。

4．収益及び費用の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については、工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。

5．その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

表示方法の変更に関する注記

損益計算書関係

前事業年度まで「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「保険解約損」は金額的重要性が増したため、当事業年度より「保険解約損」（前事業年度5,232千円）として表示しております。

前事業年度において区分掲記して表示しておりました「営業外費用」の「コミットメントフィー」（当事業年度1,418千円）は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。

貸借対照表に関する注記

1．担保に供している資産及び担保に係る債務

担保に供している資産

建物	134,117千円
土地	1,674,458千円
計	1,808,576千円

担保に係る債務

1年以内返済予定長期借入金	20,000千円
長期借入金	250,000千円
計	270,000千円

2．有形固定資産の減価償却累計額　1,207,484千円

3．関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	73,793千円
長期金銭債権	107,215千円
短期金銭債務	32,495千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高	21,741千円
仕入高	156,541千円
その他	1,869千円
営業取引以外の取引による取引高	49,673千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株数

普通株式	1,215千株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
たな卸資産	1,915千円
減損損失	33,827千円
貸倒引当金	25,525千円
賞与引当金	31,460千円
工事損失引当金	39,441千円
退職給付引当金	81,871千円
未払金	6,023千円
長期未払金	14,030千円
その他	37,592千円
繰延税金資産　小計	271,689千円
評価性引当額	△193,122千円
繰延税金資産　合計	78,566千円
繰延税金負債　合計	1,888千円
繰延税金資産の純額	80,454千円

リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産の他、電子計算機及びその周辺機器については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：千円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注7)	科目	期末残高(注7)
子会社	㈱サンセイエンタープライズ	所有直接 100%	宿泊施設の運営他	不動産の賃貸(注1)	16,800	－	－
				貸付金の回収(注2)	134,700	－	－
				受取利息額(注2)	24,550		
	サンセイゴンドラレンタリース㈱	所有直接 100%	役員の兼任	資金の貸付(注3)	123,400	流動資産(その他)	8,600
				貸付金の回収(注3)	79,219		
				債権放棄(注4)	317,559	－	－
				資産の無償譲渡(注5)	－	－	－
	サンセイゴンドラ㈱	所有直接 100%	倉庫・事務所の賃貸 役員の兼任	不動産の賃貸(注1)	3,600	長期未収入金(注6)	30,215
				資金の貸付(注3)	92,969	長期貸付金(注6)	77,000
				貸付金の回収(注3)	10,877	流動資産(その他)(注6)	45,343

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 不動産等の賃貸については、近隣の取引実勢に基づいて、交渉の上賃貸料金額を決定しております。

(注2) 子会社の資金繰りの状態によって、貸付金の元本の返済を受けております。また、貸付金金利は市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注3) 子会社の資金繰りの状態によって、貸付金の元本の返済を受けております。また、子会社の財務状況を勘案し、無利息としております。なお、担保は受け入れておりません。

(注4) 債権放棄については、サンセイゴンドラレンタリース(株)の財務体質強化を目的とした子会社支援を行ったものであり、当事業年度において、関係会社支援損36,457千円を計上しております。当該債権放棄に伴い、サンセイゴンドラレンタリース(株)への貸倒懸念債権に対する貸倒引当金281,102千円全額を取崩しております。

(注5) 資産の無償譲渡については、サンセイゴンドラレンタリース(株)の営業力強化を目的としたレンタル用ゴンドラ機材であり、独立した第三者への見積り販売価格としては、64,426千円となります。

(注6) サンセイゴンドラ(株)への貸倒懸念債権（上表以外の債権を含む）に対して82,917千円の貸倒引当金を計上しております。
また、当事業年度において、関係会社等の事業の損失に備えるため、当社が負担することとなる損失見込額として計上しておりました、サンセイゴンドラ(株)への関係会社事業損失引当金30,739千円を取崩しております。

(注7) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	455円6銭
1株当たり当期純利益	53円97銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

サンセイ株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　髙　﨑　充　弘　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　髙　見　勝　文　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、サンセイ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、サンセイ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

サンセイ株式会社
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙　﨑　充　弘　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　髙　見　勝　文　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、サンセイ株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第65期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第65期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

⑵ 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶ 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月26日

サンセイ株式会社　監査役会

常勤監査役　田中　均 ㊞

常勤監査役（社外）　下茂稔郁 ㊞

監査役（社外）　太田晶久 ㊞

以　上

株主総会参考書類

第1号議案　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第65期の期末配当につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類
金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式１株につき金13円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は、101,033,738円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年６月29日といたしたいと存じます。

第2号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役１名を含む取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	小嶋 敦 (1958年10月３日生)	1988年10月　当社入社 1991年11月　当社取締役 1993年６月　当社常務取締役 1994年６月　当社取締役副社長 1996年４月　当社代表取締役社長（現任）	875,300株
2	原 登美雄 (1949年10月２日生)	1977年４月　当社入社 1995年４月　当社舞台事業部営業部長 2000年４月　当社東京支社営業部長 2004年６月　当社取締役東京支社長、執行役員、東北担当（現任） 2006年４月　当社営業本部長（現任） 2010年６月　サンセイゴンドラ㈱担当（現任） 2016年４月　ゴンドラ・舞台総括（現任） 2016年６月　当社常務取締役（現任）	27,000株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	たまい ひろよし 玉井裕芳 (1950年1月14日生)	1988年2月　当社入社 1998年1月　当社九州営業所長 2002年4月　当社下関工場管理部長 2003年4月　当社下関工場長 2004年6月　当社執行役員（現任） 2012年4月　当社保守・工事本部長、名古屋支店長、広島・九州担当（現任） 2012年6月　当社取締役、サンセイゴンドラレンタリース㈱担当（現任） 2016年6月　当社常務取締役（現任） 2016年8月　船舶・生産総括（現任）	7,700株
4	きしもと たけし 岸本竹史 (1955年2月2日生)	1984年1月　当社入社 1996年1月　当社ビルテクノ事業部特殊機械チーム部長 2000年4月　当社設計本部長 2004年6月　当社執行役員（現任） 2012年6月　当社取締役、企画開発担当（現任）	14,100株
5	びとう なおひと 美藤直人 (1968年8月6日生)	1992年4月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所 1995年3月　公認会計士登録 2005年10月　金融庁に一般職の任期付職員として勤務 2007年10月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）に復職 2011年10月　美藤直人公認会計士事務所開設同代表 2011年12月　税理士登録 美藤直人公認会計士・税理士事務所代表（現任） 2015年6月　当社社外取締役（現任） 2018年1月　監査法人ラットランド社員（現任）	－株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 美藤直人氏は、社外取締役の候補者であります。
3. 美藤直人氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計士および税理士としての豊富な経験と専門的な知識を有しており、主に財務全般の観点から有益な助言をいただけるものと期待したためであります。上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4. 美藤直人氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
5. 当社は、美藤直人氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。

6．当社は、美藤直人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

7．小嶋敦氏、原登美雄氏、玉井裕芳氏および岸本竹史氏を取締役候補者とした理由は、次のとおりであります。

① 小嶋敦氏は、1996年４月から当社の代表取締役社長を務め、経営者として豊富な知識と経験を有しており、当社グループ全社に対するリーダーシップを発揮し、グループの成長戦略実現に向けて取り組んでおります。このような実績から、引続き経営の指揮をとっていくことが当社として最適であると判断したため、取締役候補者といたしました。

② 原登美雄氏は、当社入社以来、長年営業部門に携わり、現在常務取締役執行役員として営業本部長、東京支社長を務めており、経営者として豊富な知識と経験を有しております。このような実績から、取締役として適任と判断したため、取締役候補者といたしました。

③ 玉井裕芳氏は、当社入社以来管理部門を始め、九州営業所長、下関工場長を歴任するなど、幅広い分野に携わり、現在常務取締役執行役員として保守・工事本部長、名古屋支店長を務めており、経営者として豊富な知識と経験を有しております。このような実績から、取締役として適任と判断したため、取締役候補者といたしました。

④ 岸本竹史氏は、当社入社以来、長年企画開発、設計部門に携わり、現在取締役執行役員として企画開発を担当しており、経営者および技術者として豊富な知識と経験を有しております。このような実績から、取締役として適任と判断したため、取締役候補者といたしました。

第３号議案　監査役１名選任の件

監査役　田中均氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
新任 阪田芳弘（さかたよしひろ） (1954年9月5日生)	1978年４月　近畿車輛㈱入社 1996年６月　同社経理部課長 2002年６月　当社入社 2008年４月　当社経理グループ部長（現任） 2012年６月　当社執行役員、管理本部長（現任）	3,800株

（監査役候補者とした理由）

阪田芳弘氏は、当社の執行役員として当社全般、主として財務部門に関する豊富な経験・識見を有しており、中立的な立場から客観的な意見を述べ、監査役として職責を適切に遂行できるものと判断し、監査役候補者としております。

（注）候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社は、2017年６月29日開催の第62回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「現プラン」といいます。）を継続導入しております。現プランは、本定時株主総会終結の時をもって有効期間満了となることから、当社では、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の観点から、継続の是非も含めそのあり方について検討してまいりました。その結果、当社は、2020年５月26日開催の取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認を条件に、現プランを継続することを決定いたしました。（以下、継続する「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を「本プラン」といいます。）本議案は、本プランの継続について、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

決議に先立ち、社外監査役２名を含む当社監査役３名全員が、本プランは当社株式等の大規模買付行為に関する対応策として相当と判断される旨の意見を表明しております。

本プランにおいて、現プランから見直しを行った主な内容は以下の通りです。

①非適格者が保有する本新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の交付は行わない旨を明記しました。

②その他、文言の修正等を行いました。

本プランの内容は次のとおりであります。

記

（本プランの具体的内容）

１．当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保、向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えております。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉等を行う必要があると考えております。

2．基本方針の実現に資する取組みについて

当社は1956年の創業以来、ビル用ゴンドラと舞台装置のパイオニアとして多彩な社会ニーズにお応えするため、安全性、高機能、使いやすさに焦点を当てた製品づくりで、より快適な社会の実現を目指しております。それには常に顧客の満足度を志向し、品質向上の継続的改善に努め、積極的に新技術に挑戦することを図っております。

当社の企業集団は、当社及び連結子会社３社、㈱サンセイエンタープライズ、サンセイゴンドラレンタリース㈱、サンセイゴンドラ㈱で構成されております。

当企業集団は、ゴンドラ・舞台部門として窓拭き用ゴンドラ他類似製品、舞台装置の設計、製造販売、据付、仮設ゴンドラのレンタル等を、海洋関連部門として船舶修理等を主たる事業内容とし、その他関連の産業機械の製造販売等、各種事業を展開しております。

ゴンドラ・舞台部門

・ゴンドラについては、中高層ビルの窓を清掃する時に使うワッシングゴンドラの大手メーカーであり、業界トップレベルの技術力と豊富な納入実績を誇ります。
ゴンドラには、有人型ゴンドラの他、各種自動ゴンドラ、クレーン機能付ゴンドラ、特殊型ゴンドラ等、あらゆるニーズにお応えできるよう製品ラインナップは多彩を極めております。
一方で、ゴンドラは屋外という、最も過酷な条件にさらされているため、ゴンドラをいつでも安全な状態でご使用いただくため、納入時から長期的な視野に立ってメンテナンスプランを立案し、徹底したメンテナンスサービスで安全を維持しております。

・舞台装置については、当社の提供する利用形態を拘束しないフレキシブルな舞台機構システムは瞬時性と意外性を備え、空間容積の変更をも可能にし、このダイナミズムが単に多目的と言うのではなく、文化、スポーツ、ビジネス空間として、利用価値の高い新しい空間を創造しております。

・レンタル用仮設ゴンドラは、高層ビルの建設工事現場や既存ビルのリフォーム工事の他、ゴンドラ設備のないビル、工業プラント、備蓄タンクや橋梁等あらゆる高所作業現場で活躍し、作業の効率化安全確保、経済的な施工に大きく役立っております。
レンタル用仮設ゴンドラについては、徹底した点検、整備を行い、安全サービス面においても万全を期しております。

海洋関連部門

・船舶修理については、海上保安庁等の官公庁船の定期・中間検査及び修理物件等で実績をあげております。

・船舶修理以外については、魚礁を手掛けており、従来の鋼製魚礁に加えて、国内では初めての藻や貝が付着しやすく魚が住み着きやすい間伐材と廃棄ガラス瓶をリサイクルとして使用した「ハ

イブリッド型間伐材魚礁」を開発し、獲る漁業から育てる漁業の一翼を担い、また、良き海の環境と漁業資源を守り続ける人工魚礁はますます重要なものとなってきております。

また、2000年11月に品質マネジメントシステムの国際規格「ＩＳＯ９００１」の認証を取得し、2002年11月に「ＩＳＯ９００１」1994年版から「ＩＳＯ９００１」2000年版への移行とサービス部門である保守グループにおいて追加の認証を取得しております。その後、2009年11月に「ＩＳＯ９００１」2008年版へ、2017年８月に「ＩＳＯ９００１」2015年版へ移行し、品質マネジメントの向上を図っております。

上述した創業以来の取組みの積み重ねが現在の企業価値の源泉になっていると考えておりますが、より一層の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を目指し、引続き以下の取組みを進めてまいります。

(1)中長期的な会社の経営戦略

当社は受注競争力の強化、設計及び製造の強化を経営改革の課題とし中期経営計画において品質重視の展開指針を次のとおり定めております。

①常に顧客の満足度を志向する。

1. 顧客要求のフィードバック体制の維持・拡大　2. 製品ラインナップの見直し

②品質向上の継続的改善に努める。

1. 安全性の絶対確保　2. 不適合・苦情の撲滅　3. コストダウンの推進

③積極的に新技術に挑戦する。

1. 社外で開発される新技術の情報収集体制の構築　2. 新製品・新機構の開発

(2)会社の対処すべき課題の取組み

当社グループが対処すべき当面の課題としては、①ＩＳＯ９００１－2015年版の継続的改善、②レンタル用仮設ゴンドラ機材の充実、③一般産業機械の販売、④魚礁の市場開拓、⑤海外市場への取組みであります。

①2020年11月に第４回定期審査が予定されております。

②レンタル用仮設ゴンドラで減価償却済みとなりました使用機材を新規製造等により入替えを行い、使用機材の充実を図ります。

③製造業における生産ライン向けの特殊昇降装置や可動装置等の委託生産獲得の拡大を図ります。

④魚礁市場の全国展開は継続案件であります。

⑤海外市場を調査し新製品、新たなサービスの提供を含む展開を図ります。

(3)コーポレート・ガバナンスの強化、ＣＳＲへの取組み

当社はコンプライアンスの精神を重んじて、誠実に会社情報の適時開示に努めることにより広く社会に信頼される企業を目指しております。

コーポレート・ガバナンスにつきましては当社の業種業態、規模などを勘案して委員会制度よりも監査役制度での監査強化を図ることとしております。

また、執行役員制度により経営戦略機能と業務執行機能を明確に分離するとともに、経営の意思決定と業務執行において、迅速性、効率性、適法性及び透明性の高い経営を目指し、それぞれの職務執行を取締役、執行役員、監査役及び全ての社員がコンプライアンスを最重要項目に位置づけた経営の実践をコーポレート・ガバナンスの基本的な方針としております。

なお、当社は、2015年６月26日開催の第60回定時株主総会において、社外取締役１名を選任いたしました。当社は、引続きコーポレート・ガバナンスの強化を経営上の最重要課題と認識し、さらなる強化により、経営の効率性を高め、株主の皆様にとっての企業価値の向上を図ってまいります。

また、当社は社会の一員として健全な事業活動を通じて、社会との調和を図りながらステークホルダーの期待に応え、積極的に企業の社会的責任を果たしてまいります。

３．本プラン継続の目的

当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、本プランを継続することといたしました。

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者に対して、警告を行うものであります。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程（その概要については別紙１をご参照下さい。）に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者またはこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主及び投資家の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしております。本プランにおける独立委員会の委員には、別紙２に記載の太田晶久氏、児玉実史氏、山田勝彦氏が引続き就任する予定です。

また、2020年３月31日現在における当社大株主の状況は、別紙３「当社の大株主の株式保有状況」のとおりです。なお、当社は現時点において当社株式等の大規模買付行為に係る提案を受けているわけではありません。

４．本プランの内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1)本プランに係る手続き

①対象となる大規模買付等

本プランは以下の(ⅰ)または(ⅱ)に該当する当社株式等の買付けまたはこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。係る行為を、以下「大規模買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象といたします。大規模買付等を行い、または行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）は、予め本プランに定められる手続きに従わなければならないものといたします。

(ⅰ)当社が発行者である株式等※1について、保有者※2の株式等保有割合※3が20％以上となる買付け

(ⅱ)当社が発行者である株式等※4について、公開買付け※5に係る株式等の株式等所有割合※6及びその特別関係者※7の株式等所有割合の合計が20％以上となる公開買付け

②「意向表明書」の当社への事前提出

買付者等におきましては、大規模買付等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該買付者等が大規模買付等に際して本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により日本語で提出していただきます。

具体的には、「意向表明書」には、以下の事項を記載していただきます。

(ⅰ)買付者等の概要

(ｲ)氏名または名称及び住所または所在地

(ﾛ)代表者の役職及び氏名

(ﾊ)会社等の目的及び事業の内容

(ﾆ)大株主または大口出資者（所有株式または出資割合上位10名）の概要

(ﾎ)国内連絡先

(ﾍ)設立準拠法

(ⅱ)買付者等が現に保有する当社の株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における買付者等の当社の株式等の取引状況

(ⅲ)買付者等が提案する大規模買付等の概要（買付者等が大規模買付等により取得を予定する当社の株式等の種類及び数、並びに大規模買付等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付等の後の当社の株式等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等※8その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

③「本必要情報」の提供

上記②の「意向表明書」をご提出いただいた場合には、買付者等におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価、検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、買付者等に対して、「意向表明書」を提出していただいた日から10営業日※9（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した「情報リスト」を上記②(ⅰ)㈱の国内連絡先に発送いたしますので、買付者等には、係る「情報リスト」に従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、上記の「情報リスト」に従い買付者等から提供していただいた情報では、大規模買付等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価、検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を買付者等から提供していただきます。

なお、大規模買付等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として「情報リスト」の一部に含まれるものといたします。

(ⅰ)買付者等及びそのグループ（共同保有者※10、特別関係者及びファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（沿革、具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、役員の氏名及び職歴等を含みます。）

(ⅱ)大規模買付等の目的（「意向表明書」において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付等の対価の種類及び金額、大規模買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の株式等の数及び買付等を行った後における株式等所有割合、大規模買付等の方法の適法性を含みます。）

(ⅲ)大規模買付等の対価の算定根拠（算定の前提事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称、意見の概要及び当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）

(ⅳ)大規模買付等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法及び関連する取引の内容を含みます。）
(ⅴ)大規模買付等に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要
(ⅵ)買付者等が既に保有する当社の株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
(ⅶ)買付者等が大規模買付等において取得を予定する当社の株式等に関し担保契約等の締結その他第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株式等の数量等の当該合意の具体的内容
(ⅷ)大規模買付等の後における当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
(ⅸ)大規模買付等の後における当社の従業員、労働組合、取引先、顧客及び地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇等の方針
(ⅹ)当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策

なお、当社取締役会は、買付者等から大規模買付等の提案がなされた事実については速やかに開示し、その概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切に開示いたします。

当社取締役会は、買付者等より提出を受けた全ての情報を独立委員会に提供し、独立委員会は、提供された内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、取締役会を通して、買付者等に対して、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。

当社取締役会及び独立委員会が、買付者等による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、当社取締役会は、その旨を買付者等に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

④取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付等の評価の難易度等に応じて、以下の(ⅰ)または(ⅱ)の期間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、速やかに開示いたします。

(ⅰ)対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合には最大60日間
(ⅱ)その他の大規模買付等の場合には最大90日間

ただし、上記(ⅰ)(ⅱ)いずれにおいても、取締役会評価期間は取締役会の評価検討のために不十分であると取締役会及び独立委員会が合理的に認める場合に限り延長できるものとし、その場合は、具体的延長期間及び当該延長期間が必要とされる理由を買付者等に通知するとともに株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、延長の期間は最大30日間といたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、買付者等から提供された本必要情報を十分に評価、検討し、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付等による大規模買付等の内容の検討等を行うものといたします。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、買付者等に通知するとともに、適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示いたします。また、必要に応じて、買付者等との間で大規模買付等に関する条件、方法について交渉し、更に、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続きに従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行うものといたします。その際、独立委員会の判断が当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものといたします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(ⅰ)または(ⅱ)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示いたします。

(ⅰ)買付者等が本プランに定める手続きを遵守しなかった場合

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告いたします。

(ⅱ)買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合

独立委員会は、買付者等が本プランに定める手続きを遵守した場合には、当社取締役会に対して対抗措置の不発動を勧告いたします。

ただし、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、別紙４に掲げるいずれかの類型に該当し、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置の発動を相当と判断する場合には、本対応の例外的措置として、対抗措置の発動を勧告することがあります。

⑥取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、係る勧告を踏まえて当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から速やかに対抗措置の発動または不発動の決議を行うものといたします。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、その内容が対抗措置の発動であるか不発動であるかを問わず、速やかに当該決議の概要その他当社取締役会及び独立委員会が適切と判断する事項について、情報を開示いたします。

⑦対抗措置発動の停止

当社取締役会が上記⑥の手続きに従い対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、(ⅰ)買付者等が大規模買付等を中止した場合または(ⅱ)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと認められる状況に至った場合には、対抗措置の停止を行うものといたします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要、その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報を開示いたします。

⑧大規模買付等の開始

買付者等は、本プランに規定する手続きを遵守するものとし、大規模買付等の提案以降、上記⑥に記載の当社取締役会の決議を開示するまでは、大規模買付等を開始することはできないものといたします。

(2)本プランにおける対抗措置の具体的内容

当社取締役会が上記(1)⑥に記載の決議に基づき発動する対抗措置は、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行うことといたします。

本新株予約権の無償割当ての概要は、別紙5「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりといたします。

当社取締役会は、対抗措置の発動を決議した後または発動後においても、上記(1)⑦に記載のとおり、対抗措置の中止または発動の停止を決定することがあります。例えば、対抗措置として当社取締役会が本新株予約権の無償割当てを決議した場合において、買付者等が大規模買付等を中止し、当社取締役会が上記(1)⑦に記載の決議を行った場合には、本新株予約権の無償割当てについて設定した基準日に係る権利落ち日の前日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、本新株

予約権の無償割当ての効力発生日以後本新株予約権の行使期間の開始日の前日までにおいては当社が無償で本新株予約権を取得する等の方法で、対抗措置の発動を停止することができるものといたします。

⑶本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本定時株主総会において承認が得られた場合には、2023年６月開催予定の定時株主総会終結の時までといたします。

ただし、係る有効期間の満了前であっても、当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い、その時点で変更または廃止されるものといたします。また、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されるものといたします。

なお、当社取締役会は、会社法、金融商品取引法、その他の法令若しくは金融商品取引所規則の変更またはこれらの解釈、運用の変更、または税制、裁判例等の変更に伴う形式的な変更が必要と判断した場合は随時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、または変更する場合があります。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実及び（変更の場合には）変更内容、その他当社取締役会が適切と認める事項について、情報を開示いたします。

５．本プランの合理性

⑴買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年５月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、経済産業省・企業価値研究会が平成20年６月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を踏まえております。

⑵当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって継続されていること

本プランは、上記３．に記載のとおり、当社株式に対する大規模買付等がなされた際に、当該大規模買付等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続されるものであります。

⑶株主意思を重視するものであること

本プランは、上記４．⑶に記載したとおり、本定時株主総会においてご承認いただいた場合におきましても、その後の当社株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。従いまして、本プランの継続、変更及び廃止には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっております。

⑷独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

本プランにおいては、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置しております。

独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外取締役、当社の社外監査役または社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者等）から選任される委員３名により構成されます。

また、当社は、必要に応じ独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に情報開示を行うこととし、当社の企業価値・株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しております。

⑸合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記４．⑴に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

⑹デッドハンド型及びスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記４．⑶に記載のとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役（任期２年）で構成される取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

６．株主及び投資家の皆様への影響

⑴本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの継続時には、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランがその継続

時に株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、前述の４．(1)に記載のとおり、買付者等が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者等の動向にご注意ください。

(2)本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、別途定める割当て期日における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式１株につき本新株予約権１個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式１株当たりの価値の希釈化は生じるものの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

ただし、買付者等につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利または経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記４．(1)⑦に記載の手続き等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動の停止を実施し本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式１株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意ください。

また、本新株予約権の行使または取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使または取得に際して、買付者等の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、買付者等以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3)本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要となる手続き

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に新株予約権者となるため、申込みの手続きは不要です。

また、当社が取得条項を付した本新株予約権取得の手続きをとる場合には、買付者等以外の株主

の皆様におかれましては、本新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社により本新株予約権取得の対価として当社株式を受領することになるため、当該新株予約権に関する払込等の手続きは不要となります。

以上の他、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続きの詳細に関して、適用ある法令及び金融商品取引所規則に基づき、適時かつ適切に開示または通知を行いますので当該開示または通知の内容をご確認ください。

※1 金融商品取引法第27条の23第１項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本プランにおいて引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本プランにおいて引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

※2 金融商品取引法第27条の23第１項に規定される保有者をいい、同条第３項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。

※3 金融商品取引法第27条の23第４項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

※4 金融商品取引法第27条の２第１項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ⅱ)において同じとします。

※5 金融商品取引法第27条の２第６項に定義されます。以下同じとします。

※6 金融商品取引法第27条の２第８項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。

※7 金融商品取引法第27条の２第７項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第１号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第３条第２項で定める者を除きます。以下同じとします。

※8 金融商品取引法第27条の26第１項、金融商品取引法施行令第14条の８の２第１項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下別段の定めがない限り同じとします。

※9 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第１条第１項各号に掲げる日以外の日をいいます。

※10 金融商品取引法第27条の23第５項に定義される共同保有者をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

以　上

別紙1

独立委員会規程の概要

1．独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付等への対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性及び合理性を担保することを目的として、取締役会の諮問機関として、設置される。

2．独立委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)社外取締役、(2)社外監査役、(3)社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規程を含む契約を締結する。

3．独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。

4．独立委員会は、当社代表取締役又は各独立委員が招集する。

5．独立委員会の議長は、各独立委員の互選により選定される。

6．独立委員会の決議は、原則として、独立委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

7．独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
(1)本プランに係る対抗措置の発動の是非
(2)本プランに係る対抗措置の中止又は発動の停止
(3)本プランの廃止及び変更
(4)その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項
各独立委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。

8．独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役、監査役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。

9．独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以　上

別紙２

独立委員会委員候補者の略歴（五十音順）

太田　晶久　（おおた　あきひさ）
2001年 10月　監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）入所
2005年 4月　公認会計士登録
2007年 1月　開成公認会計士共同事務所参画
2007年 2月　税理士登録
2010年 6月　当社社外監査役（現在に至る）
2010年 10月　太田晶久公認会計士事務所（現太田晶久公認会計士・税理士事務所）開設同代表（現在に至る）
2015年 6月　ノーリツ鋼機株式会社社外取締役（監査等委員）（現在に至る）

※当社は同氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

児玉　実史　（こだま　まさふみ）
1993年 4月　弁護士登録、北浜法律事務所入所
1999年 2月　ニューヨーク州弁護士登録
2002年 10月　弁護士法人北浜法律事務所社員
2007年 1月　弁護士法人北浜法律事務所代表社員（現在に至る）
2015年 6月　日本製麻株式会社監査等委員である取締役（現在に至る）

山田　勝彦　（やまだ　かつひこ）
1968年 4月　株式会社三和銀行（現株式会社三菱ＵＦＪ銀行）入行
1993年 11月　同行松原支店長
2002年 5月　日本テクニカルサービス株式会社代表取締役社長
2007年 12月　大阪信用金庫シニアアドバイザー

上記の三氏と当社との間に、特別の利害関係等はありません。

以　上

別紙3

当社の大株主の株式保有状況（2020年3月31日現在）

1．発行可能株式総数　　30,000,000株
2．発行済株式の総数　　8,987,700株
3．株主数　　1,387名
4．大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
㈱光通信	1,538千株	19.80%
小嶋敦	875	11.26
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	850	10.94
和田秀樹	338	4.35
石井秀明	203	2.61
㈱三菱UFJ銀行	183	2.35
小嶋悦子	170	2.19
西村宗一郎	150	1.93
サンセイ従業員持株会	135	1.75
桜井敏夫	124	1.61

（注）持株比率は自己株式数（1,215,874株）を控除して計算しております。

以上

別紙４

当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうと認められる類型

1．買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合

2．当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等に移転する目的で当社の株式等の取得を行っていると判断される場合

3．当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該買付者等又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っていると判断される場合

4．当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは係る一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式等の高価売り抜けをする目的で当社の株式等の取得を行っていると判断される場合

5．買付者等の提案する当社の株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株式等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

6．買付者等の提案する当社の株式等の買付条件（買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容（当該取得の時期及び方法を含みます。）、違法性の有無並びに実現可能性等を含むがこれらに限られません。）が、当社の企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合

7. 買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、当社企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値・株主共同の利益の著しい毀損が予想されるなど、当社の企業価値・株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合

8. 買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合

以　上

別紙５

新株予約権無償割当ての概要

１．本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

２．割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）１株につき１個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

３．本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

４．本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、１株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

５．本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式１株当たりの金額は１円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6．本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7．本新株予約権の行使条件

(1)特定大量保有者※11、(2)特定大量保有者の共同保有者、(3)特定大量買付者※12、(4)特定大量買付者の特別関係者、若しくは(5)これら(1)から(4)までの者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受け若しくは承継した者、又は、(6)これら(1)から(5)までに該当する者の関連者※13（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8．当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き換えに本新株予約権１個につき対象株式数の当社普通株式を交付することができるものとします。なお、非適格者が保有する本新株予約権を取得する場合、その対価として金銭等の交付は行わないこととします。

新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9．対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10．本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

※11 当社が発行者である株式等の保有者で、当該株式等に係る株式等保有割合が20%以上である者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

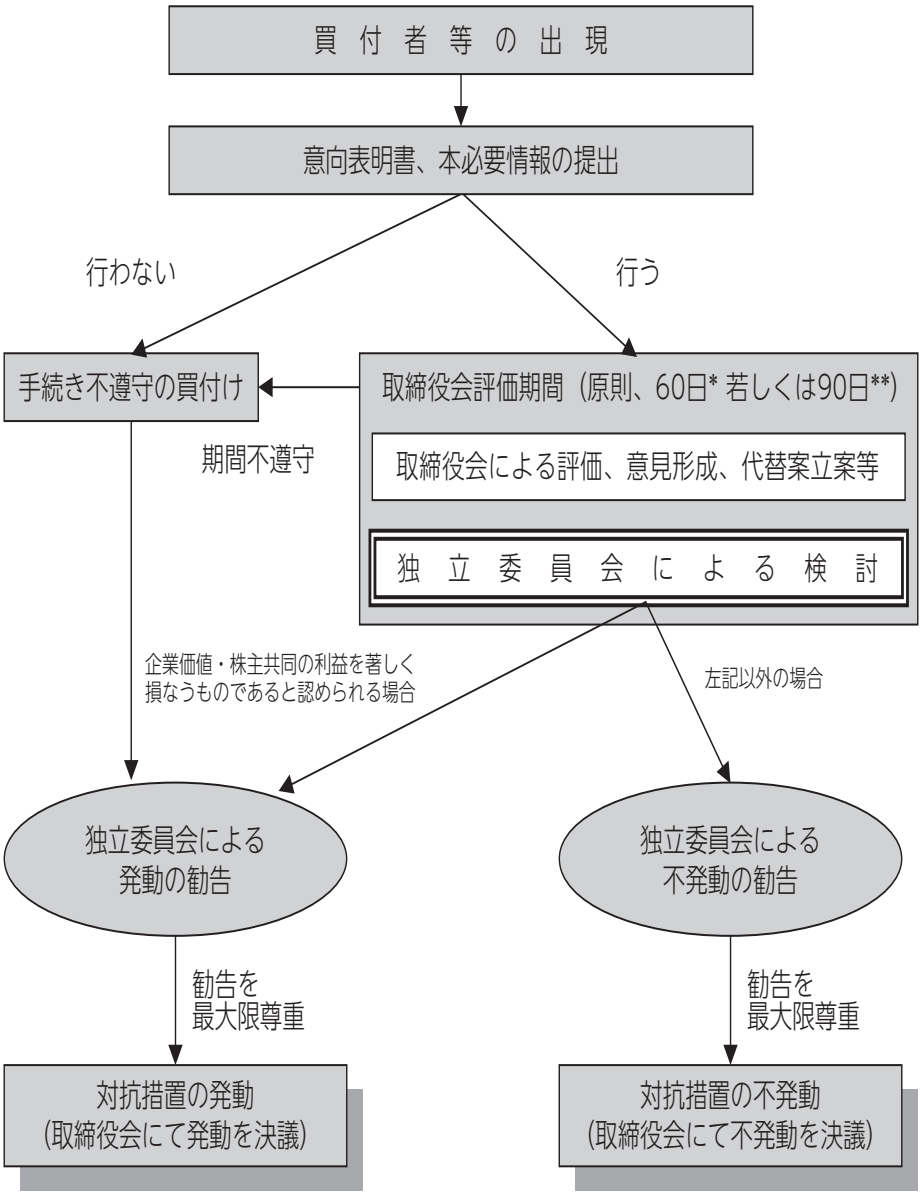
※12 公開買付けによって当社が発行者である株式等（金融商品取引法第27条の２第１項に規定される株券等を意味するものとします。以下本注において同じとします。）の買付け等（金融商品取引法第27条の２第１項に定義される買付け等を意味します。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第７条第１項に定めるものを含みます。）に係る株式等の株式等所有割合がその者の特別関係者の株式等所有割合と合計して20%以上となる者、又は、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。ただし、その者が当社の株式等を取得・保有することが当社の企業価値・株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。

※13 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され若しくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第３条第３項に定義される場合をいいます。）をいいます。

以　上

(ご参考)

本プランの手続きに関するフロー図



＊　対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とする公開買付けの場合

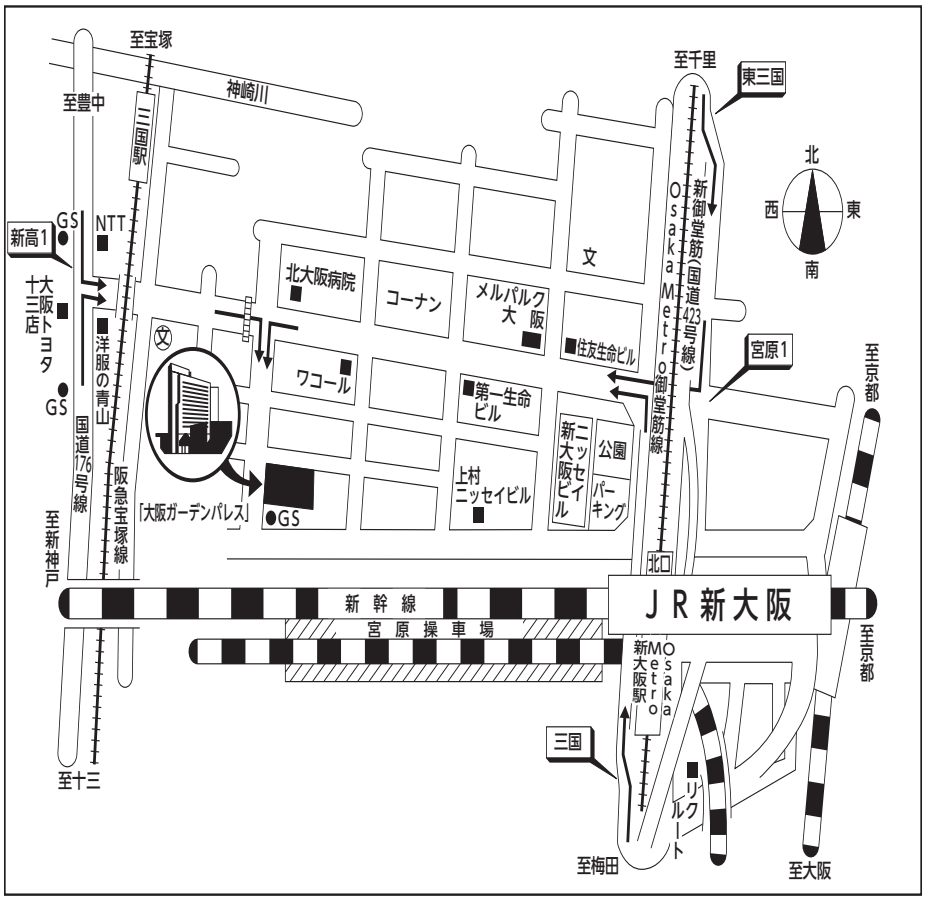
＊＊　その他の大規模買付等の場合

このスキーム図は本プランの概要をわかりやすく表示したものです。
具体的なプランの内容については本文をご参照ください。

以　上

株主総会会場ご案内略図

会場　大阪市淀川区西宮原一丁目３番35号
大阪ガーデンパレス２階　桜の間
ＴＥＬ　06−6396−6211



<交通のご案内>

○電車　◇Osaka Metro御堂筋線「新大阪駅」④出口より徒歩10分

◇ＪＲ「新大阪駅」北口より徒歩15分

◇新大阪駅より大阪ガーデンパレスのシャトルバスをご利用いただけます。詳しくは大阪ガーデンパレスのホームページ（https://www.hotelgp-osaka.com）をご参照ください。

○お車　◇新御堂筋（国道423号線）をご利用の場合
梅田方面からは標識「三国」を出て信号を左折、千里方面からは「東三国」を出て直進、新大阪駅手前［宮原１］交差点を右折、約800m直進４つ目の信号を左折すぐ。

◇国道176号線をご利用の場合
［新高１］交差点を新大阪駅方面に約600m東進、４つ目の信号を右折すぐ。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。